

件名	墨田区の認可保育所への入園予約制度の導入及び保育時間の延長に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区立花 A			
受理年月日	平成29年1月11日	受理番号	第1号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>23区内でも取り入れている育休明け入園予約制度を、墨田区の認可保育所に導入してください。</li> <li>墨田区内(特に東側)で延長保育を実施していない公立保育園の保育時間を延長してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>23区内の五つの区(台東、葛飾、品川、港、豊島)で、育休明けの入園予約制度が導入されています。調べたところ、導入している区では、保育園数の約2割～5割の割合で予約可能な園を設置しており、予約した園児が入園するまでの空き枠は、一時保育に活用させているようです。 この制度があることで、十分な育児休業も取得でき、早生まれの子を持つ親にも平等に入園する権利が持てます。</li> <li>立花・文花周辺で、東武亀戸線を利用するエリアにある公立保育園のうち、3園もの園が18時15分に終了してしまいます。 「墨田区人口ビジョン」(平成28年3月発行)によると、区内から区外への通勤先は、中央区、千代田区、港区の順で多いようです。しかし、これら3区への通勤で亀戸線を利用する場合、通勤時間は1時間を超え、3年間の短時間勤務制度を終えたら17時終業の会社でも大変厳しい時間となります。そのため、近隣園への入園の選択肢は減り、延長可能園に応募が増え、通勤ルートを変更したり、遠方の延長可能園に申込みをしたりするなど、育児と仕事の両立に負担がかかってしまいます。 参考までに、江東区では18時30分までの園が127園中5園、江戸川区では18時15分までが111園中3園、台東区では18時30分までが32園中2園、墨田区では61園中9園も18時15分で終了です。 働く親の雇用形態も近場だけでなく、通勤するようになってきました。この状況から、保育時間の延長をより充実させていただけると選択肢も増え、安心して近隣の園に通わせることが可能になると思います。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>				